

川都管 発第 9号

平成29年 8月 9日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 星野 隆男 様
同 関 裕通 様
同 石橋 俊伸 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

平成29年5月29日執行の都市整備部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

① 土地使用料の納付期限について（区画整理課）

区画整理課の行政財産使用許可における土地使用料の納付期限において、原則として使用料は前納しなければならないところ、特別の理由が無いにもかかわらず、納付期限を年度末に設定している事案が見受けられた。

今後、負担の公平が損なわれないよう、川口市行政財産の使用料に関する条例及び川口市会計事務規則に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容

今後は土地使用料の納付期限設定について、迅速に川口市行政財産の使用料に関する条例及び、川口市会計事務規則に基づき適正に処理いたします。

② 原材料品管理について（西部土地区画整理事務所）

西部土地区画整理事務所の原材料品管理において、平成28年度の原材料品受払簿の前年度からの繰入分の数量の記載にあたって、現物数を確認せず誤った数を記載し1年間その状態で差し引きを行っていたため、現



物数と一致しない事実が見受けられた。

今後、単純な記載の誤りが長期間にわたって見過ごされないよう、川口市財産規則に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容

ご指摘いただいた原材料品受払簿の記載の誤りについて、速やかに確認を行い訂正いたしました。

今後は、川口市財産規則に基づき使用物品について、原材料品受払簿で現物数を毎回確認し、誤記載の防止に努めます。

2 意見

① 清算徴収金雑入について（東部土地区画整理事務所）

東部土地区画整理事務所の清算徴収金雑入において、新郷東部第1特定土地区画整理事業施行規程で分割徴収が5年以内と規定されているものの、土地区画整理法施行令を適用し5年を超え10年間の分納を認めていた。

今後、他の土地区画整理事業の進展に伴い発生する清算金事務が適正に執行できるよう公平性、効率性の観点から土地区画整理事業施行規程や取扱要領の整備等を検討されたい。

講じた措置の内容

新郷東部第1特定土地区画整理事業の清算金徴収においては、納付者の納付相談や財産状況等から施行規程に無い長期の分納を認めていたが、今後、他の土地区画整理事業で発生する清算金徴収事務では、清算金の性質を鑑みて、他の権利者との公平性や徴収事務の効率性等から、川口都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例等で規定されている期限内に徴収事務を完了させるように努め、完了させるための取扱要領を整備する方針とし、今年度中の実施を目標としている。